

はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ

羽生領島中領用排水路.....

土地改良区だより

平成25年 7 月発行

第 1 2 号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

本所 〒348-0027

埼玉県羽生市大字上羽生462番地

TEL 048-561-3791 FAX 048-563-3218

<http://hanyuryo.com>

E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



中樋東部揚水機場（加須市中樋遣川地内）
「土地改良施設維持管理適正化事業により補修工事を実施」

【おもな内容】

- 通常総代会開会あいさつ
- 平成25年度予算
- 平成25年度賦課金等について
- 平成24年度事業の実施状況
- 財務状況の公表
- お願い
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

平成24年度通常総代会 開 会 あ い さ つ

羽生領島中領用排水路土地改良区
理事長 野 本 陽 一



皆様、おはようございます。

本日は、平成24年度通常総代会を開催いたしましたところ、役員、総代の皆様には、ご多用の中、ご出席をいただき、心より御礼申し上げます。

また、顧問の野中英二様、並びに日頃から本土地改良区の事業及び運営に、特段のご高配と、ご指導をいただいております埼玉県農林部茅根副部長様、水資源機構利根導水総合事業所の伊藤所長様を始め、ご来賓の皆様には、年度末のご多忙の中、ご臨席を賜りまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の暮れ、日本の再生をテーマとして行われた総選挙におきまして、民主党政権から自民党政権へと大きく変わる中で、対応の遅れが目立っていました、震災対策や原発事故対策が大きく進められて来ております。

さらに、成長率2%を目指した経済対策も行われ、日本経済も明るさを取り戻して来ているようでございます。

また、我が国の農業を取り巻く状況につきましては、過日、安倍総理大臣が重要農

産物5品目を守ることを前提に、TPP（環太平洋経済連携協定）への交渉参加を表明し、その推移が注目されているところでございます。

国内の農業対策といたしましては、昨年度から戸別所得保障制度を発足させ、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指しているところでございます。

このような状況の中で、来年度の、農業農村整備の予算は、農業基盤整備促進事業や農業競争力強化基盤整備事業、農地・水・環境保全向上対策など、農業の大規模化に向けた予算が大幅に増加していると伺っております。

次に、当改良区管内の稲作への取り組みでございますが、昨年7月までは平年並みの気温が続き、稲作は順調に生育しておりましたが、8月に入りますと異常な暑さが続き当管内の主要銘柄であります、「彩のかがやき」の品質低下が懸念されることとなりました。

また、降水量も8月から小雨傾向となり、

9月上旬には11年ぶりの10%の取水制限が行われました。

当改良区といたしましては、用水の管理につきまして、組合員の皆様方と密に連絡を取り、関係機関との連携を図りながら、迅速かつ弾力的に対応を図らせていただきました。

組合員の皆様方からも大きな御協力をいただきました結果、米の作況指数も99と平年並みで推移することができました。

これも、ひとえに、組合員皆様方の節水や番水等に御協力をいただいた結果であると考えております。あらためて厚く御礼申し上げます。

次に当改良区が管理を行っております農業水利施設の改修についてでございますが、稲荷木落・堤根落・沼田落等につきましては、国、県、市の補助をいただきまして、計画的な改修を行っているところでございます。

また、加須市内の浮野の里を流れております松原落につきましては、平成25年度から、県の川のまるごと再生事業により、100%県の費用で改修されることとなりました。

これからも、国・県・市と連携を図りながら、水利施設の整備に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

続きまして平成24年度末をもって許可期限となっております、利根中央事業の水利権でございますが、国土交通省との再三にわたる協議の結果、従来とほぼ変わらない用水量で協議が整ったと伺っておりまして、安堵をいたしましたところでございます。

終わりにあたりまして、農業情勢が大変厳しい中、関係機関と連携を図りながら、組合員や地域の皆様方と協力して、業務の適正な執行と効率的な運営に努めてまいりたいと存じますので、皆様方の特段のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。



(理事長挨拶)



(議案採決状況)

平成25年度一般会計収入支出予算

(単位：千円)

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	予算に 占める割合	科 目	予 算 額	予算に 占める割合
1. 組合費	191,815	47.3%	1. 事務費	69,114	17.0%
2. 財産収入	2,155	0.5%	2. 選挙費	1	0.0%
3. 使用料及び 手数料	21,757	5.4%	3. 事務所費	3,831	0.9%
4. 補助金及び 交付金	25,455	6.3%	4. 事業費	284,634	70.1%
5. 受託費	9,300	2.3%	5. 諸 費	29,807	7.4%
6. 寄付金	1	0.0%	6. 諸支出金	9,120	2.3%
7. 納付金	11,273	2.8%	7. 繰出金	5,582	1.4%
8. 雑収入	4,221	1.0%	8. 諸帳簿整理費	1	0.0%
9. 繰越金	48,000	11.8%	9. 予備費	3,832	0.9%
10. 繰入金	1	0.0%			
11. 負担金	91,944	22.6%			
合 計	405,922	100.0%	合 計	405,922	100.0%

平成25年度実施予定事業

1. 県費単独土地改良事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
堤 根 落 排 水 路	加 須 市 新 川 通 地 内	鉄筋コンクリート柵渠工
上 村 下 ノ 落 排 水 路	羽 生 市 大 字 弥 勒 地 内	鉄筋コンクリート柵渠工

2. 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
間 鎌 揚 水 機 場	久 喜 市 間 鎌 地 内	ポ ン プ の 整 備 補 修
中 樋 遣 川 揚 水 機 場	加 須 市 中 樋 遣 川 地 内	ポ ン プ の 整 備 補 修

3. 農業基盤整備調査

特定農業用管水路等特別対策事業として、島中領地区の農業用パイプラインの石綿管を塩化ビニール管に伏せ替えをするための調査を行います。

4. 冬期試験通水に伴う生態系調査について

農業用水路や田んぼなどは、農業生産の場であると同時に、多くの生き物達の生息場所にもなっています。豊かな生態系は、農業が営まれ年間を通じて水が流れることで成り立ちます。こうした農業・農村が持つ多様な機能の理解を深めるために、小学校の総合学習を利用した生態系調査を実施します。

生態系調査の実施は、管内小学校の内、井泉小学校、不動岡小学校、原道小学校を対象として埼玉県加須農林振興センター、埼玉県農総研水産研究所、土地改良区が協力し生き物調査を実施しています。

<田んぼ、用水について説明>



<タモ網捕獲見学>



<水位調整ゲート操作体験>



<魚の観察>



平成25年度 賦課金等について

1. 賦 課 金

◎賦課金は、平成25年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

【羽生領地区】

地 区	賦課金 (1㎡あたり)	期 別	納 期 限
羽 生 市	田 4.30円	上 半 期	平成25年 7 月31日
加 須 市			
久 喜 市	畑 2.15円	下 半 期	平成25年12月 2 日

【島中領地区】

地 区	賦課金 (1㎡あたり)	期 別	納 期 限
久 喜 市	田・畑 5円	上 半 期	平成25年 7 月31日
幸 手 市		下 半 期	平成25年12月 2 日

2. 陸田等用排水使用料金 (1㎡あたり)

◎陸田等用排水使用料は、田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、次の区分により使用料を徴収します。

【羽生領地区】

- (1) 用排水使用料 (用水路又は排水路から取水するもの)3.50円
- (2) 排 水 使 用 料 (井戸から取水するもの)1.20円
- (3) 併 用 (用排水路と井戸から併せて取水するもの)2.35円

★指定河川排水区域

- (1) 用排水使用料 (用水路又は排水路から取水するもの)2.30円
- (2) 併 用 (用排水路と井戸から併せて取水するもの)1.15円

☆ 徴収期間 平成26年1月1日から平成26年1月31日

3. 地区除外決済金 (1㎡あたり)

◎農地を転用する時の地区除外決済金は次のとおりです。

【羽生領地区】

【島中領地区】

地 目	田	畑
金 額	236円	118円

地 目	田・畑
金 額	111円

4. 目的外排水負担金

◎工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。

【羽生領地区】

(1㎡あたり) 基準額 2.79円

平成24年度事業の実施状況

1. 県費単独土地改良事業（県の補助金を受けて行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
沼田落排水路改良工事	加須市外記新田、新川通地内	313m	15,220,500円
堤根落排水路改良工事	加須市新川通地内	254m	23,614,500円
十王堀排水路改良工事	加須市琴寄地内	90m	3,863,000円
計		657m	42,698,000円

2. 土地改良施設維持管理適正化事業（国及び県の補助金を受けて行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
中樋東部揚水機場補修工事	加須市中樋遣川地内	揚水機1式	3,255,000円
松原堰補修工事	加須市北篠崎地内	堰1式	2,079,000円
計			5,334,000円

3. 維持管理事業

【羽生領地区】

工 事 名	施 設 名	件 数	事 業 費
水路浚渫工事	岩瀬落排水路他	53	5,570,700円
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路他	127	38,333,397円
水路修繕工事	自然排水路他	30	27,195,548円
樋管堰枠工事	外野落排水路堰他	4	5,325,600円
計		214	76,425,245円

【島中領地区】

工 事 名	施 設 名	件 数	事 業 費
水路浚渫工事	行幸用水路他	7	92,000円
水路雑草藻刈工事	十王堀用水路他	10	1,849,953円
水路修繕工事	幹線11号用水路他	10	2,162,998円
揚水機場等施設維持費	高須賀揚水機場他	27	1,726,696円
計		54	5,831,647円

■ 水路にゴミを捨てないようご協力ください。

水路に捨てられたゴミ等により通水の妨げとなり水不足や溢水の原因となります。このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。



平成24年度 事業の完成写真

●県費単独土地改良事業
(工事前)



沼田落排水路改良工事(加須市外記新田、新川通地内)
(工事後)



●県費単独土地改良事業
(工事前)



堤根落排水路改良工事(加須市新川通地内)
(工事後)



●土地改良施設維持管理適正化事業
(工事前)



松原堰補修工事(加須市北篠崎地内)
(工事後)



財務状況の公表

平成23年度 一般会計及び特別会計の収支決算を公表します。

【一般会計】

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	186,858,760	1. 事 務 費	71,918,730
2. 財 産 収 入	3,553,268	2. 選 挙 費	0
3. 使用料及び手数料	21,751,914	3. 事 務 所 費	8,526,823
4. 補助金及び交付金	15,103,000	4. 事 業 費	217,288,000
5. 受 託 費	9,345,000	5. 諸 費	28,702,187
6. 寄 付 金	0	6. 借入金償還金	0
7. 雑 収 入	15,147,975	7. 諸 支 出 金	24,810,937
8. 借 入 金	0	8. 繰 出 金	4,800,000
9. 繰 越 金	73,194,289	9. 諸帳簿整理費	0
10. 繰 入 金	0	10. 予 備 費	0
11. 負 担 金	110,420,293		
収 入 合 計	435,374,499	支 出 合 計	356,046,677

収入支出差引残金 79,327,822円 翌年度へ繰越

【特別会計】

(単位：円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
職員退職手当	159,247,861	0	159,247,861
農地転用(羽生領地区)	2,557,451,921	18,900	2,557,433,021
農地転用(島中領地区)	55,072,610	240	55,072,370
維持管理積立金	18,306,616	0	18,306,616

【財産目録】

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		引当金負債	
預金 一般会計	79,327,822	職員退職手当	159,247,861
未収入金	20,746,473	農地転用決済金	2,612,505,391
特定資産		維持管理積立金	18,306,616
預金		基本財産	755,149,000
職員退職手当引当金	159,247,861		
農地転用決済金	2,612,505,391	未払金	
維持管理積立金	18,306,616	特定施設維持管理基金	50,235,354
基本財産	755,149,000		
特定施設維持管理基金	50,235,354		
固定資産			
土地 事務所敷地他306筆	96,035,230		
建物 事務所他	110,210,000		
備品 自動車他13点	2,142,031		
資 産 合 計	3,903,905,778	負 債 合 計	3,595,444,222

● お 願 い ●

1. 水管理について ●

本土地改良区で、かんがい期間中に使用できる水量は、許可水利権によって総量及び期別の水量が決められているため、より多くの取水ができません。そのため、ムダを無くし有効利用を心がけていただきますようお願いします。

2. 施設の破損について ●

自動車等の接触によりフェンスなどの破損が多く見受けられます。水難事故など、安全面に影響がありますので、現場を見かけた場合は、土地改良区又は最寄りの警察署に通報をお願いします。



3. 水路の安全について ●

かんがい期間中は水の水位が上がっており、大変危険です。水路の近くで遊んでいる小さな子供たちを見かけたら一声かけて注意をお願いします。



4. 境界確認申請について ●

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。申請用紙はホームページまたは土地改良区にあります。

5. 口座振替について ●

土地改良区費・陸田等用排水使用料・施設使用料・目的外排水負担金等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。なお、口座・納付者等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座からの引き落としが出来ませんので、早めに変更手続きをお願いします。

※ 口座振替のできる金融機関 ●

- | | | | |
|------------|------|-----------------|------|
| 1. 埼玉りそな銀行 | 本・支店 | 7. 埼玉縣信用金庫 | 本・支店 |
| 2. りそな銀行 | 本・支店 | 8. 中央労働金庫 | 本・支店 |
| 3. 足利銀行 | 本・支店 | 9. ほくさい農業協同組合 | 各支店 |
| 4. 武蔵野銀行 | 本・支店 | 10. 埼玉みずほ農業協同組合 | 各支店 |
| 5. 群馬銀行 | 本・支店 | 11. ゆうちょ銀行 | |
| 6. 東和銀行 | 本・支店 | | |

※ 口座振替で納付される方へ ●

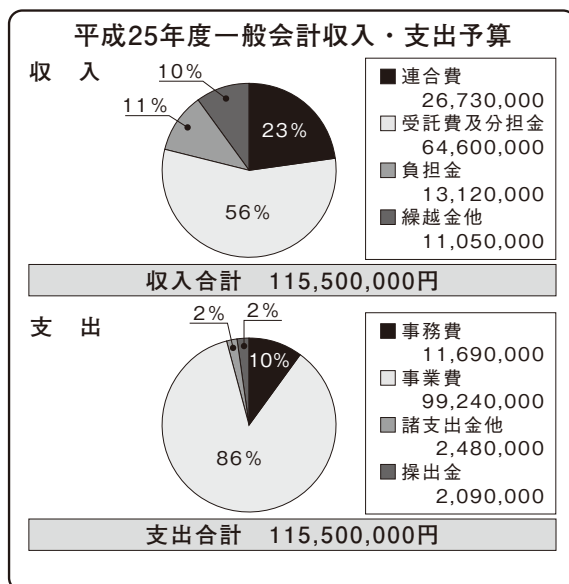
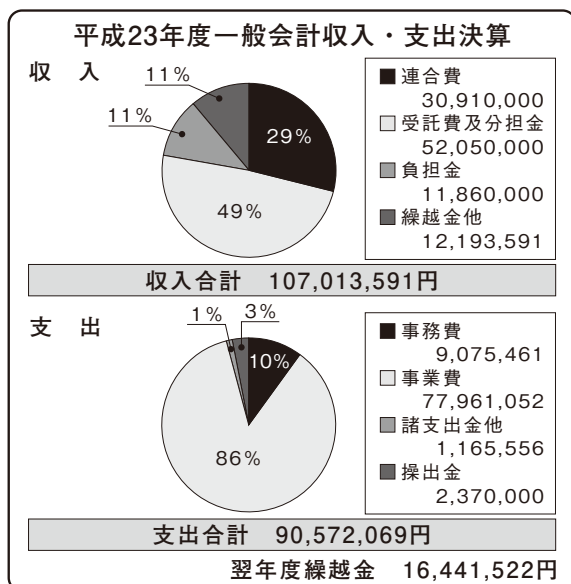
引落とし先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。
尚、納付証明書が必要な方はご連絡いただきましたら発行いたします。

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当土地改良区連合は、「利根中央事業(平成4年度から16年度実施)」で整備された農業水利施設の適正な保守管理、また安定的な用水の供給と公平な水配分を目指して、かんがい用水の管理事業を行っています。昨年度は、8月から9月にかけての利根川の渇水から11年ぶりに10%の取水制限となりました。その対応に当たっては、葛西用水路土地改良区、羽生領島中領用排水路土地改良区と協議し、稲作への影響を極力少なくするよう用水配分の調整を行い、何とか乗り切ることができました。改めて各組合員の皆様に感謝申し上げます。なお、平成24年度の全地域のかんがいに使用した用水の総取水量は、3億5千万トンで許可水利権総量の88%となっています。

引き続き、地域全体の用水が安定的に供給出来る様に管理調整に努めて参ります。

《平成25年度2月28日(木)に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》



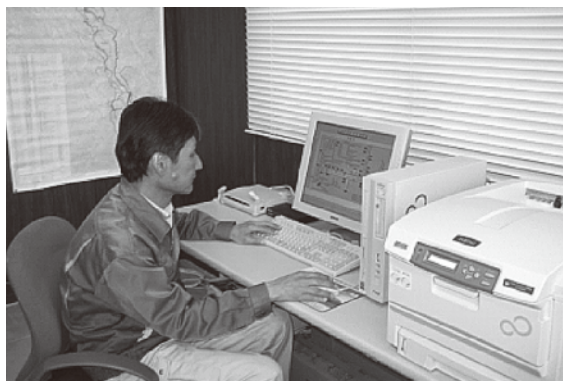
◇平成25年度所属土地改良区の連合費賦課額

所属土地改良区	賦課額
葛西用水路土地改良区	15,903,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	10,827,000円
連合費 総賦課額	26,730,000円

◇◇◇◇◇ 管内の管理状況 ◇◇◇◇◇



◎農水省によるポンプ点検研修会(二郷半領揚水機場)



◎第1支所(羽生領島中領土地改良区)にてデータ処理

【こんな時は必ず届け出をお願いします】

地区除外申請書及び 農地転用等の通知書

農地を農地以外に転用するとき※

1. 農地を宅地等へ転用するとき

※市街化区域内における農地の転用は、地区除外申請書のみ届出をお願いします

組合員資格得喪通知

組合員の資格等の変更があったとき

1. 組合員が死亡（相続）されたとき
2. 土地の所有権・耕作者の異動があったとき
3. 住所の変更が生じたとき
4. 農業者年金等による組合員に交替があったとき

農地の一時転用等の通知書

農地を改良するとき

1. 土盛りをするとき
2. 田から畑に地目を変更するとき
3. 資材置場等に一時使用するとき

施設使用承認申請

管理施設（水路敷等）を使用するとき

1. 宅地等の出入りに橋梁を設置するとき
2. 排水管・水道管・ガス管等を埋設するとき
3. 看板・電柱・街灯を設置するとき

陸田耕作異動申告書（羽生領地区）

陸田耕作面積等の異動があったとき

1. 新たに陸田耕作を始めるとき
2. 耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき
3. 貸借関係に異動があったとき
4. 取水方法（用排水路・井戸）を変更したとき
5. 耕作者の住所・氏名を変更したとき

陸田耕作面積等の異動については、自己申告制になっておりますので、左記のようなときは必ず異動申告書の提出をお願いします。

◎提出期限 平成25年9月30日

《注意》

異動申告書の届出がない場合は、前年度（平成24年度）の耕作面積の取扱いとなりますのでご了承ください。

～ 各種様式につきましてはホームページよりダウンロードできます ～

※ 農地を転用する場合は、土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられています。（調整区域・市街化区域）

■公共事業（道路または施設等）の用地として買収されたときも、地区除外決済金が発生します。事業主体（買収者）と十分な話し合いをされますようお願いします。